

会 費 等 規 定

第1条（目的）

定款第8条に基く経費の負担につき、正会員及び賛助会員は下記に規定する年会費及び入会金の支払いの義務を負う。

第2条（年会費）

正会員及び賛助会員の年会費は、会員各社の直近決算期ベースにおける「売上高」を基準に、支払うものとする。ただし、年度途中で加入する場合は、その年度の加入月を含む残りの月数に月額分を掛けた額とする。

第3条（入会金）

当協会の会員として加入を希望する正会員及び賛助会員の入会金は、10万円とする。

第4条（個人年会費及び入会金）

個人が当協会へ入会を希望する場合の年会費及び入会金は、理事会においてその額を決定する。

第5条（会費及び入会金の使途）

会費は、公益事業等に支障のない範囲でその5分の2までを管理費（法人会計）に充てることができる。また、入会金は、その2分の1以上を公益事業に充てることができる。

当協会の会費及び入会金概要

1. 年会費

（1）正会員

売上高	年会費	1箇月当り会費
20億円未満	12万円	1万円
20億円以上 50億円未満	24万円	2万円
50億円以上 100億円未満	36万円	3万円
100億円以上	48万円	4万円

（2）賛助会員

売上高	年会費	1箇月当り会費
20億円未満	12万円	1万円
20億円以上 50億円未満	18万円	1万5千円
50億円以上	24万円	2万円

2. 入会金

正会員及び賛助会員の入会金は一律10万円とする。

附則

第1条 この規定は、当協会が公益社団法人として登記された日から施行する。

附則（平成28年5月12日）

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月10日）

この規定は、平成29年4月1日から施行する